

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第37準備書面

(原発防災についての再反論)

平成27年5月18日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

第1 被告準備書面(14)「第4章 本件原子力発電所にかかる原子力防災対策」
(49~62頁)について

被告の主張は、国や地方自治体ないし被告の防災計画に定められている記載内容を羅列しているのみである。原告は、それらの計画があることを大前提として、計画の実効性について第15準備書面で示したような問題提起をしているものであるが、それに対する具体的反論は何らなされていない。

なお、制度上は近隣の地方自治体がそれぞれ具体的な避難計画を定めることになっているが、多くの自治体が実際の住民避難に当たって重大な懸念材料を抱えているというのが実情である(甲A第54号証、甲B第327号証)

また被告は、防災訓練の実施によって防災対策の有効性が確認されてい

ると主張しているが、この点に関しては後述の「第3 志賀原発での原子力総合防災訓練の問題点」において具体的に反論する。

第2 被告準備書面（14）「第5章第2」（80～99頁）に対する再反論

1 第1, 2項について

(1) 放射性物質が環境中に異常放出することはある得ないというのは、原発事業者にあるまじき楽観論であること

被告は、志賀原発においては十分な安全確保対策を講じており、福島原発事故のような放射性物質の環境への異常放出ということは起こり得ないと前置きしたうえで、原発防災の問題は原発そのものの安全性とは全く関係が無く、本件訴訟の争点とならないと主張する。しかし、このような被告の主張は、福島原発事故を経験しても今なお原発施設の安全神話に寄りかかってしまっている、現実を直視しない楽観論という他ない。

志賀原発2号機の適合性審査申請にフィルターベント設備を盛り込んでいない（原告第29準備書面12頁以下参照）ことなどからしても、被告はいまだに、志賀原発においては放射性物質を環境へ放出するような事故は一切起こり得ないと考えているようであるが、そのような認識を持つこと自体が、原発防災の問題の軽視につながっているということを被告は自覚するべきである。

福島原発事故以前も、被告ら電力事業者は、原発施設には十分な事故対策を講じており、放射性物質の環境への異常放出ということは起こり得ないということを声高に主張していた。にもかかわらず、福島原発事故は起きて、放射性物質が環境へ異常放出し、原発周辺に住む約15万人もの住民の避難が必要となり、その過程で多くの命が失われたのである（甲B1・331, 358頁参照）。

原発を設置している以上は、放射性物質の環境への異常な放出は絶対

にありえないなどという主張はもはや何の説得力も持たない。

(2) 放射性物質の環境中への異常放出の可能性の問題の帰趨に関わらず、

防災対策は原発再稼働に際して考慮すべき問題であること

I A E A の定める 5 層の深層防護（多重防護）の考え方においては、5 層すべてについて適切な防護をすることによってはじめて原発の安全が確保されるものであり、かつ、各々の防護階層については独立して効力を發揮すべきものとされている（甲 B 第 3 2 8 号証）。

すなわち、第 4 層までの防護策がどれほど万全にとられていたとしても、その事実をもって第 5 層の防護策が幾何かおろそかになってもよいということにはならない。第 4 層までの防護対策の程度の問題とは独立して、第 5 層について常にあるべき万全の防護策が求められるのであり、第 5 層の防護策に不備があるのであれば、それだけをもって「原発の安全は確保されていない」との評価になるのである。

原告の主張はこのような I A E A の基準にも沿うものであり、本件訴訟においては、放射性物質の環境中への異常放出の可能性の問題の帰趨に関わらず、防災対策の不備は原発の安全性の問題として考慮すべき問題である。

(3) 万全な防災対策をとることができないのであれば、可及的速やかに廃炉作業にとりかかることによってしか周辺住民の生命身体の安全を守る方法はない。そもそも万全な防災対策をとることは可能であるのかという問題を度外視して原発の存在を許容しその稼働を認めることは、今後も長期にわたって周辺住民を万全な防災対策のない危険な状態に置くことを許容することを意味する。

原発の安全性と防災対策の関係について、田中俊一原子力規制委員会委員長も「地域防災計画は新基準と併せて原発の安全確保の車の両輪」と常々述べているように（甲 B 3 1 1），原発防災は原発の安全性を語る

上で避けては通れない問題である。

2 第3項について

原告は、現行の防災対策について原告の主張に必要な範囲で情報や表現を簡略化しているだけであり、何ら誤りはない。

3 第4、5項について

原告は第15準備書面において、現行の防災対策が住民の一定の被ばくを前提としつつも、有事の際に避難が計画通りにいかなくなる不確定要素が多くある等の事情から被ばく量の上限が何ら担保されていないことや、そもそも被ばくをせずに避難をすることが不可能であるということ自体が問題である、という旨主張したものであるが（原告第15準備書面35頁ないし36頁参照），これに対して被告は何ら反論していない。

現行の防災対策の有効性を認めるということは、有事の際の周辺住民の被ばくを許容するということである。被告は、国際的には年100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば発がんリスクの増加の証明は難しいとされているとして、100ミリシーベルトまでの被ばくであれば問題が無いかのような主張をしているが、国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告などにおいても、100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば人体に何ら悪影響はないということを保証しているわけではなく、年100ミリシーベルト未満の線量でも、線量が増加すると、それに直接比例して放射線に起因するがん又は遺伝性影響の発生確率は増加するとされているし、遺伝的影響も含め、低線量被ばくの発がんリスクについて不確実性があり今後も議論が必要であることを前提にしている（甲B第329号証）。

被告は被ばくによる影響を合目的的に楽観視ないし軽視している。

4 第6、7、8、9、10項について

この点の被告の反論は、結局のところ、地域防災計画において地方自治

体が適切に対処すると定めている、国が責任をもって対処するとされている、ということを指摘するだけであり、原告が第15準備書面で指摘した具体的な問題に対して何の回答もしておらず、反論にすらなっていない。

少なくとも、原告が第15準備書面で提示した問題は現時点で具体的に想定される問題であり、その問題について明確なビジョンをもって対策を説明できなければ、現行の防災対策により志賀原発の周辺住民の生命身体の安全が確保されているなどということはできない。

第3 志賀原発での原子力総合防災訓練の問題点

1 志賀原発での原子力総合防災訓練の実施

被告は、平成26年11月2日及び3日に志賀原発で実施された、国主催の原子力総合防災訓練（以下「本件訓練」という。）において、志賀原発の防災対策の有効性が確認されたと主張する。

しかし、以下述べるとおり、本件訓練には多くの問題があつたものであり、本件訓練をして志賀原発の防災対策の有効性が確認されたとは到底言えない。

2 本件訓練の問題点

(1) 有効性について検証可能な訓練が実施されていないこと

志賀原発から30km圏内には石川・富山両県で約17万人の住民がいるが、本件訓練に参加した周辺住民の人数は多くても1000人足らずであった（甲A第55号証参照、なお甲A第56号証では訓練参加人数は3,740人とされているが、これは国や自治体職員等も含めた人数である。）。すなわち、避難対象区域に暮らす住民のせいぜい170分の1程度しか、本件訓練には参加していなかったのである。

このような規模の訓練では、17万人が避難する際の渋滞や混乱の想定、情報伝達の有効性の検証などをすることはできず、本件訓練の実施によって志賀原発の防災対策の有効性を確認することはそもそも不可能

である。

(2) オフサイトセンターにおけるトラブル

本件訓練では、首相官邸、石川県庁、富山県庁、石川県内8市町、富山県内1市、その他関係機関をテレビ会議システムで結びオフサイトセンター運営訓練が実施されたが、その際、テレビ会議システムの音声が不通になるというトラブルが頻発した（甲A55、甲A56）。

オフサイトセンターは、原子力災害が生じた際に、現地において情報を集約・共有し、連携のとれた災害対策を遂行するための拠点となる重要な施設である。裏を返せば、オフサイトセンターが機能しないということは、現行の防災対策全体の破綻につながるものである。

そのような重大な役割を担うオフサイトセンターにおける情報伝達のトラブルは、現行の防災対策全体に関わる致命的欠陥ともいべき問題である。現行の避難計画では、一定の緊急事態の発生ないしは空間放射線量が確認されるまで住民は基本的には屋内退避をしていることが想定されているものであるが、情報伝達の遅れは屋内退避を指示された住民らの避難の遅れに、避難の遅れは住民らの被ばく量の増加に直結するものである。

迅速な情報伝達の問題は、原告第15準備書面「第7 緊急時の情報収集等の問題」で指摘しているが、本件訓練ではその問題に対する対策に大きな欠陥があることが明らかになったといえる。地震等の災害が現実に起きているわけではない訓練の段階でこのようなトラブルを抱えているようでは、志賀原発の防災対策は到底おぼつかない。

(3) 安全迅速な避難が可能な避難経路が確保されていない

本件訓練では、地震により避難道路が寸断されたことを想定し、船舶による避難訓練を実施することが予定されていた（このような想定をしていることからして、国においても原告が第15準備書面で指摘したよ

うな道路寸断の可能性があるとの認識を持っているものと思われる。)。

しかしながら、本件訓練当日は強風で海が荒れていたことから、船舶による避難訓練は中止となり、また、ヘリコプターの使用も困難であったことから、船舶避難が予定されていた住民については、本件訓練上は「悪天候により漁船は使用できなくなったが、道路の復旧を急いだため、急きよ陸路で避難した」ということにした(甲A55、甲A56)。

現実に事故が起きた場合には、このような都合のいいストーリーになるはずがないことは、火を見るより明らかである。北陸地方の気候では、強風や悪天候により漁船やヘリコプターが出せない事態というのは往々にして起こり得ることである。

避難経路の問題は、原告第15準備書面「第8 複合災害対策の不備」の中で言及しているが、原告が指摘したように、陸路・海路・空路含めて、志賀原発の周辺住民の安全迅速な避難が可能となるような避難経路は全く確保されていないことが、本件訓練によって浮き彫りになった。

(4) スクリーニング・除染の問題点

ア 現行の防災対策では、志賀原発から30kmを超えた地点付近にスクリーニングポイントが設けられ、避難する住民は全員スクリーニングポイントを経由してスクリーニング検査を受けた上で、それぞれの避難所に移動することになっている。また、スクリーニングは、人体だけでなく車両についてもなされる。

志賀原発の避難計画においては、スクリーニングポイントは複数設けられることが想定されているが、17万人の規模の避難ということを考えれば、1ヶ所に数万人単位の人や車両がスクリーニングのために押し寄せることとなる。

イ 本件訓練では、受付の机が3つしかなく、避難者を乗せたバスが到着する度に列ができ、明らかに受付がボトルネックとなっていた。1

000人程度の規模の避難訓練でそのような事態になるのであるから、数万人単位の避難民が集まることになれば、深刻な渋滞・混乱は避けられない。

車両スクリーニングでは、担当者が車両のタイヤ周辺の表面汚染を測定し、汚染が見つかった車両については、除染所に移動し、水洗い等の除染作業が行われた。本件訓練で行われた車両スクリーニングでは、車両も何台か列になって待機する事態となっており、実際に原発事故が起きると数万台の車両が一斉に移動することが想定されるところ、その場合には車両スクリーニング所を先頭に深刻な渋滞が発生してしまう。志賀原発から30kmを超えた地点付近にスクリーニングポイントがあることから、避難住民らは志賀原発から30km圏内で渋滞により長時間待機させられることになる。

人や車両の渋滞以外にも、汚染エリアと非汚染エリアの十分な分離がなされていないなど、現状のスクリーニング・除染には多々問題があることが、本件訓練で明らかとなった（以上、甲A55）。

(5) 病院や要介護者福祉施設などの避難対策の想定が不十分

本件訓練では、志賀原発から5km圏内にある特別養護老人ホームはまなす園や、5kmから30km圏内にある富来病院が参加したが、その他の福祉施設や医療施設は参加していない。

石川県によれば、平成26年10月末時点で、志賀原発から半径30km圏内にある福祉施設138施設のうち、避難計画を策定済みなのは22施設のみであり、21施設については策定の目処すらたっておらず、医療施設23施設については、避難計画を策定済みなのは1施設にとどまるとのことである（甲A第57号証）。

また、要援護者は特殊車両でないと避難が難しいところ、各施設が自力で避難のための車両を確保することは困難であるとの問題もあるが、

本件訓練ではそのような問題に対する対策は特に想定されていなかった。

原告第15準備書面「第9 重篤患者等の避難の困難性」の問題は、

本件訓練の実施によっては何ら対策の有効性が確認されていない。

(6) その余の問題点

以上の指摘した他にも、本件訓練においては、現状の原発防災体制には様々な問題が残っていることが浮き彫りになったものであり、本件訓練の実施によっても原発防災対策の有効性は何ら確認できていない（甲A55, 甲A57）。

また、原告第15準備書面で指摘した、PAZやUPZの設定の問題や、安定ヨウ素剤の配布の問題、中長期的防災対策の破綻の問題などは、本件訓練では直接的に取り扱われておらず、本件訓練の実施によってその有効性が確認されたことにはならない。

第3 まとめ

原告は第15準備書面等において、現実に起こり得る具体的な事象を指摘したうえで、現行の防災対策の欠陥ないし不備を論じているものであるが、それに対する被告の反論は総じて抽象的なものにとどまっている。そして、原告が指摘した具体的な問題は、本件訓練の実施などによっても何ら解決できていない。

現行の防災対策に不備欠陥があることは明白であり、周辺住民の生命身体の安全を脅かす危険を有したまま、原発の稼働を認めることは決して許されない。

以上